平成 29 年度 兵庫県いじめ対策審議会　次第

日　時：平成 29 年 11 月 29 日（水）10:00～11:30
場　所：兵庫県民会館　7 階　鶴

１　開　会

あいさつ

２　報告及び協議

(1) 兵庫県におけるいじめの状況について

・公立学校の状況

・私立学校の状況

(2) いじめ防止の取組について

・平成 29 年度いじめ防止対策関連施策の概要

・「いじめ対応マニュアル」（改訂版）の活用について

・県立心の教育総合センターの取組について

・青少年課の取組について

３　その他

４　閉　会

あいさつ

平成２９年度 兵庫県いじめ対策審議会　座席表

平成２９年１１月２９日（水）10:00～11:30
兵庫県民会館　７階　鶴

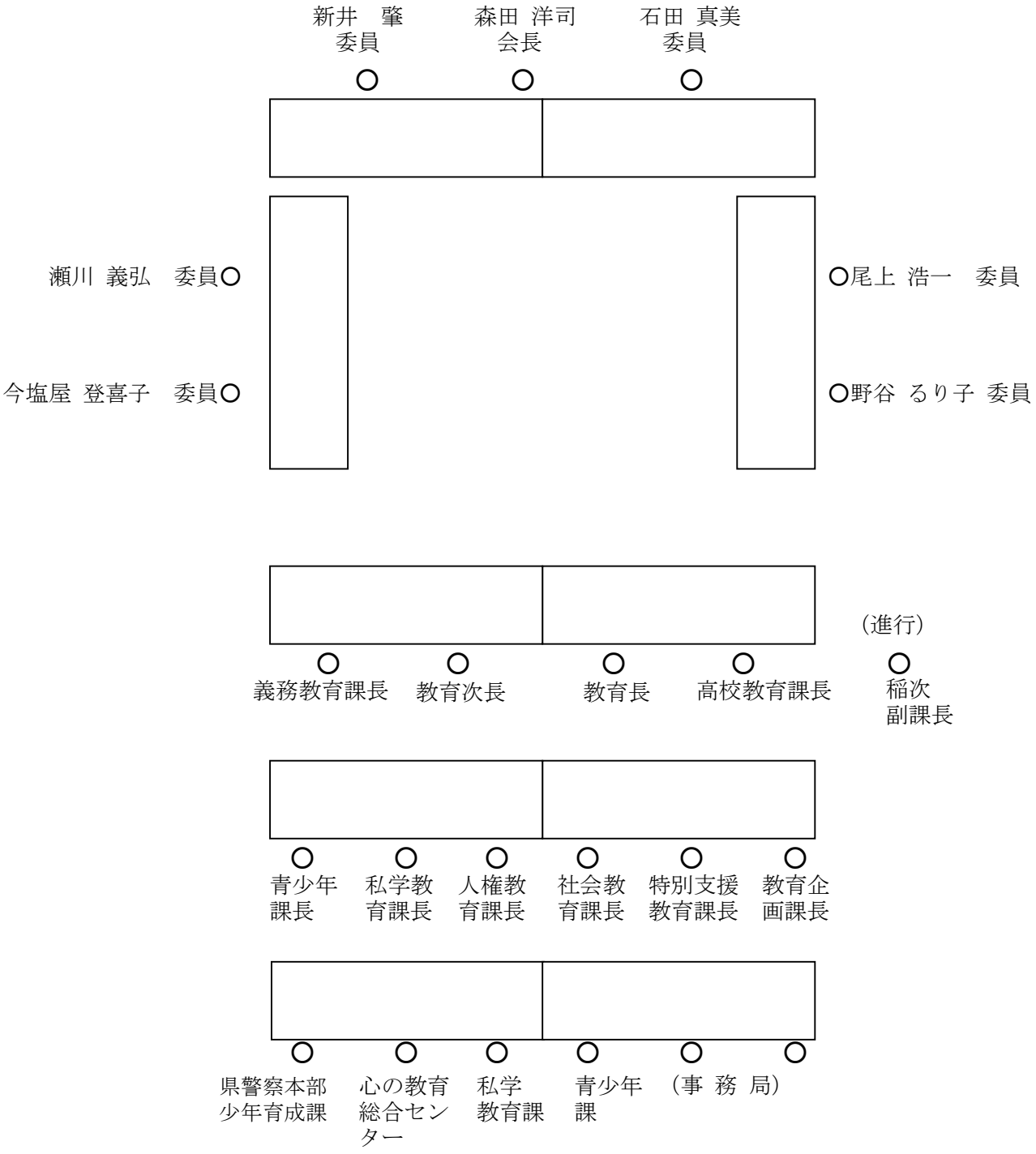

兵庫県いじめ対策審議会　委員

（委嘱（任命）期間　平成２８年４月２８日～平成３０年４月２７日）

	分　野	氏　名	所　属　等	備　考	
1	教育学 （生徒指導）	森田 洋司	鳴門教育大学特任教授 大阪市立大学名誉教授 大阪樟蔭女子大学名誉教授	兵庫県いじめ防止基本方針検討委員会委員長	再任
2	教育学 （教育心理）	新井　肇	関西外国語大学教授	兵庫県いじめ防止基本方針検討委員会副委員長	再任
3	弁護士	石田　真美	兵庫県弁護士会 子どもの権利委員会副委員長 （神戸合同法律事務所）	兵庫県いじめ防止基本方針検討委員（兵庫県弁護士会推薦）	再任
4	精神科医	瀬川　義弘	関西青少年サナトリューム 院長	兵庫県いじめ防止基本方針検討委員（兵庫県医師会推薦）	再任
5	臨床心理士	今塩屋　登喜子	兵庫県スクールカウンセラー スーパーバイザー	兵庫県臨床心理士会推薦	新任
6	保護者代表	尾上　浩一	兵庫県ＰＴＡ協議会顧問 日本ＰＴＡ全国協議会顧問	兵庫県いじめ防止基本方針検討委員（兵庫県ＰＴＡ協議会推薦）	再任
7	学校代表	野谷　るり子	兵庫県立山崎高等学校長	兵庫県高等学校生徒指導協議会推薦	新任

兵庫県いじめ対策審議会事務局　出席者

	氏　　名	所　　属　　等	備　考
1	高井　芳朗	教育長	
2	世良田　重人	教育次長	
3	西　　明夫	教育委員会事務局　教育企画課長	
4	西田　健次郎	教育委員会事務局　義務教育課長	
5	塚本　久義	教育委員会事務局　特別支援教育課長	
6	清瀬　欣之	教育委員会事務局　高校教育課長	
7	土屋　由利子	教育委員会事務局　社会教育課長	
8	村松　好子	教育委員会事務局　人権教育課長	
9	市村　高子	企画県民部女性青少年局　青少年課長	
10	高永　　徹	企画県民部管理局　私学教育課長	
11	池添　　塁	警察本部生活安全部少年育成課 保護対策係担当課長補佐	
12	志摩　直樹	県立心の教育総合センター　副所長	

兵庫県条例第22号

兵庫県いじめ対策審議会条例

（設置）

第１条　いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第１条に規定するいじめの防止等（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を実効的に行うため、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 県いじめ防止基本方針に関し、意見を述べること。

(2) 県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関し、意見を述べること。

(3) 知事の求めによる法第28条第１項の規定により学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果についての調査に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関し、意見を述べること。

（組織）

第３条　審議会は、委員７人以内で組織する。

２　審議会に、前条第３号に掲げる事務を行わせるため、特別委員若干人を置く。

（委員及び特別委員）

第４条　委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

２　特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（補則）

第５条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（附属機関設置条例の一部改正）

２　附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条の表障害児就学指導審議会の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるいじめの防止等のための対策に関する重要事項の調査審議に関する事務

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第１条第72号の４の次に次の１号を加える。

(72)の５　いじめ対策審議会

別表第１障害児就学指導審議会の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円
	特別委員	日額	12,500円

別表第２障害児就学指導審議会の委員の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会の委員及び特別委員	職員旅費条例中８級の職務にある者相当額

兵庫県教育委員会規則第６号

兵庫県いじめ対策審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、兵庫県いじめ対策審議会条例（平成26年兵庫県条例第22号）第５条の規定に基づき、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　審議会に、会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（招集の特例）

２　この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第３条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

兵庫県いじめ対策審議会運営規程

（目的）

第１条　この規程は、兵庫県いじめ対策審議会規則（平成 26 年兵庫県規則６号）（以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会長は、会議を招集しようとするときは、その開催日の７日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（会議の公開）

第３条　次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会議は、公開する。

⑴　情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第６号）第６条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

⑵　会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

２　会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録等）

第４条　会議を開いたときは、議事録及び議事概要を作成する。

２　前条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議資料又は議事概要は、公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するものとする。

（委員以外の出席）

第５条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（特別委員による会議）

第６条　兵庫県いじめ対策審議会条例（平成 26 年兵庫県条例第 22 号）第３条第２項に規定する特別委員による会議の運営に関しては、この規定にかかわらず、別に定めるものとする。

附　則

この規定は、平成２６年４月２８日から施行する。

兵庫県いじめ対策審議会傍聴規程

第１　趣旨

この要領は、兵庫県いじめ対策審議会運営規程（以下「規程」という。）第３条第２項に基づき、兵庫県いじめ対策審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

第２　傍聴人

傍聴人とは、会議を傍聴する者をいう。

第３　会議開催の公表

(1) 会議の開催は、事前に公表するものとする。

公表後に公表内容変更が生じた場合も同様とする。

(2) 公表内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項とする。

第４　会議非公開の決定

規程第３条第１項各号による会議の非公開については、会議において決するものとする。

第５　傍聴人の定員等

傍聴人の定員は、会長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

第６　傍聴の申出等

(1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、開会時刻の１５分前までに傍聴申出書（様式第１号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

(2) 傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(3) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、開会時刻までに会議室に入場しなければならない。

第７　傍聴券の携帯

会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第１号）の交付を受け、これを携帯し、事務局職員の求めがあれば、これを提示しなければならない。

第８　傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するに当たり次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。

(3) はち巻きをする等の示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(6) みだりに傍聴席を離れないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第９　撮影又は録音の許可

傍聴人は、会場において写真、テレビ等の撮影又は録音をしてはならない。

第10　報道関係者の取扱い

報道関係者による傍聴については、第５及び第６、第９の規定は適用しない。ただし、撮影については、会長の許可した範囲内において認める。

第11　会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するに当たり、会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

第12　傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。

(1) 会議が非公開と決せられたとき。

(2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長が退場を命じたとき。

附　則

この要領は、平成２６年４月２８日から施行する。